

臨時免許状に関する要綱

埼玉県教育委員会

(趣旨)

第一条 この要綱は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号。以下「免許法」という。）第 5 条第 5 項に定める臨時免許状授与に係る教育職員検定における学力の検定に関し、必要な事項を定める。

(学力の検定における基準)

第二条 教育職員検定における学力の検定は、原則として次の表により行うものとする。

臨時免許状の種類	基準				
小学校助教諭	短期大学卒業相当以上				
中学校助教諭	短期大学卒業相当以上かつ該当教科に関する科目10単位以上修得 (ただし、保健に限り、看護師免許を所持していれば、上記の条件を満たしたものとみなすことができる。)				
高等学校助教諭	短期大学卒業相当以上かつ該当教科に関する科目20単位以上修得 (ただし、保健及び看護に限り、看護師免許を所持していれば、上記の条件を満たしたものとみなすことができる。)				
特別支援学校助教諭	短期大学卒業相当以上				
幼稚園助教諭	高等学校卒業相当以上				
養護助教諭 (ア、イのいずれかで可)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">ア</td> <td>短期大学卒業相当以上かつ「学校保健」「看護法」「公衆衛生学」「救急措置法」等の単位を修得</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">イ</td> <td>看護師免許又は准看護師免許を所持していること。</td> </tr> </table>	ア	短期大学卒業相当以上かつ「学校保健」「看護法」「公衆衛生学」「救急措置法」等の単位を修得	イ	看護師免許又は准看護師免許を所持していること。
ア	短期大学卒業相当以上かつ「学校保健」「看護法」「公衆衛生学」「救急措置法」等の単位を修得				
イ	看護師免許又は准看護師免許を所持していること。				
特別支援学校 自立教科助教諭	教育職員免許法施行規則第 6 5 条各号に記載の要件を満たすこと。				
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 短期大学卒業相当以上には、高等専門学校を卒業した者、大学 2 年以上在学かつ 62 単位以上を修得した者又は授与権者が相当であると認めた者を含む。 2 該当教科に関する科目は、成績証明書において、専門科目と確認できる単位に限る（全学共通科目、基礎科目又は一般教育科目といった項目内の単位は原則として含めない。）。 3 養護助教諭（ア）の申請をする場合、「学校保健」「看護法」「公衆衛生学」「救急処置法」のすべての項目の単位を修得していなければならない。ただし、上記の項目の内容とほぼ同様の内容と認められる科目であれば、それぞれの項目に含むことができる。 4 特別支援学校において医療ケアを担当する場合に限り、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園の臨時免許状の申請をする場合において、看護師免許を所持していれば、表に掲げる基準を満たさなくても、基準を満たしたものとみなすことができる。 5 この表にない場合又は特別の事情を有する場合は、教職員採用課が個別に判断する。 					

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。